

第1章 総 則

1 目 的

この指針は、消防法(昭和23年法律第186号)第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防炎規制に係る審査並びに消防用設備等に係る届出の審査又は検査に必要な統一的事項を定めることを目的とする。

2 用語例

- (1) 法とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。
- (5) 危規則とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- (7) 建基政令とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- (8) 建基規則とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。
- (9) J I Sとは、日本工業規格をいう。
- (10) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (11) 準耐火構造とは、建基法第2号第7号の2に規定するものをいう。
- (12) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (13) 防火戸とは、建基法第2条第9号の2に規定する防火戸をいう。
- (14) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定する防火戸をいう。

3 運用上の留意事項

この指針は、消防法令の運用解釈及び取扱いなどの法令基準に基づくものを中心的内容とするが、消防機関として有する火災等に関する知見の蓄積及び消防用設備等に係る技術的背景から、防火対象物の用途特性に応じて行う行政指導に該当する事項も含まれている。

これらの行政指導事項は、防火対象物の関係者(所有者、管理者及び占有者)、設計者及び施工業者等(以下「関係者等」という。)に義務を課すものではなく、あくまでも関係者等の任意の協力によってのみ実現されるものである。

したがって、消防用設備等の設置指導に際し行政指導を行う場合は、その趣旨、内容等を十分説明し、関係者等に判断を委ね、その理解を得るよう留意する必要がある。

(凡例)

- | | | |
|----|---|------------|
| 無印 | ： | 法令基準 |
| ★ | ： | 行政指導及び緩和基準 |